

## 第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）概要

## 1 計画策定の背景

令和7年度以降も引き続き、子育てしやすい保育環境の充実を図るとともに、ニーズに対応した子ども・子育て支援施策の提供体制を確保するため、子ども子育て支援法第61条の規定に基づき、必要な事項を定める「第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）」を策定します。

## 2 第3期計画の概要

## (1) 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

## (2) 芽室町の子ども・子育て支援施策 →第2期までを継承

- ◆保育を必要とする全てのこどもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができること。
- ◆すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができること。
- ◆出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができること。

## (3) 主な取組内容 →第2期までを概ね継承

## ◆教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

第3期計画期間における教育・保育の量の見込みについての考え方は、第2期計画期間の令和2年度から令和5年度までの教育・保育の利用実績から見込みました。

単位:人

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口推計	0歳児	92	91	90	88	88
	1歳児	100	101	100	99	97
	2歳児	125	100	107	106	105
	3～5歳児	374	392	380	364	342
	合計	691	684	677	657	632
量の見込み (A)	3号 0～2歳児	205	192	190	189	187
	2号 3～5歳児	281	293	284	273	256
	1号 3～5歳児	91	95	92	88	83
	合計	577	580	566	550	526
確保数 ※上美生除く (B)	3号 0～2歳児	187	187	187	187	187
	2号 3～5歳児	309	309	309	309	309
	1号 3～5歳児	195	195	195	195	195
	合計	691	691	691	691	691
過不足 (B-A)	3号 0～2歳児	△ 18	△ 5	△ 3	△ 2	0
	2号 3～5歳児	28	16	25	36	53
	1号 3～5歳児	10	6	9	13	18
	合計	20	17	31	47	71

※1号(幼稚園)は町外利用者平均94人を足した数で過不足数を算出しています。

※令和7年度から2・3号の一部に定員変更の見込みがあるため、確保数は令和6年度現在の確保数で算出しています。

※めむろかしわ保育園(定員200人に対し215人)とめむろつつなん保育所(定員120人に対し129人)は、面積要件的に受入れ可能な人数を確保数に反映させています。

◆**地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保**

芽室町は、子ども・子育て支援法第 59 条に基づき、子育て世帯等を対象に、「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。(事業の一部を抜粋)

事業名	単位	目標事業量(確保方策)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 利用者支援事業	箇所	2	2	2	2	2
2 延長保育事業	人	129	130	129	127	124
3 放課後児童健全育成事業	人	261	236	242	236	246
4 子育て短期支援事業	人	1	1	1	1	1
5 地域子育て支援拠点事業	延人	7,052	6,745	6,877	6,855	6,855
6 一時預かり事業(幼稚園型)	延人	4,077	4,273	4,142	4,033	3,870
7 一時預かり事業(一般型)	延人	93	92	93	93	92
8 病後児保育事業	延人	104	105	104	102	100
9 ファミリーサポートセンター事業	延人	206	202	199	194	195
10 子育て世帯訪問支援事業	延人	70	67	66	64	63
11 産後ケア事業	延人	150	148	150	150	150
12 こども誰でも通園制度	延人	-	192	192	384	384
13 妊婦等包括相談支援事業	延人	184	186	186	186	186

新  
新

◆**利用者支援事業(基本型・こども家庭センター)における新たな取組(予定)**

- ・ 1か月検診(R7~)
- ・ 産婦検診(R7~)

◆**放課後子どもプラン**

現状整備量の維持方針

◆**発達支援システム**

重点課題:「学齢期のこどもの発達」(現計画同)

◆**「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」との統合**

国のこども基本法で規定された「こども大綱」では、「少子化社会対策大綱」、「こども・若者育成支援推進大綱」、「こどもの貧困対策」に関する大綱を一つに束ね、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとされました。あわせて、この「こども大綱」を勘案した「市町村子ども計画」を策定するよう努めるものとされましたが、既存の「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することも可能であることから、本町では「こども大綱」を勘案した一体的な計画の策定を行います。